

からふるプラン

(南会津町男女共同参画計画)

令和4年度～8年度



～個性彩るカラフルなまちへ～

令和4年3月

南会津町

目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の性格と位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 計画の内容

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 計画の体系と具体的内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - 基本目標Ⅰ．性別にとらわれない意識づくり・・・・・・・・・・・・ 4
 - 重点目標1．新しい価値観を育む教育の推進・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 学校における男女共同参画教育の推進・・・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 生涯学習における男女共同参画教育の推進・・・・・・・・・・・・ 7
 - 重点目標2．意識の変化を働きかける情報発信・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 家庭・地域に対する男女共同参画の広報・啓発活動・・・・・・・・ 9
 - (2) 町民や事業所等に対する調査及び情報提供・・・・・・・・・・・・ 9
 - 基本目標Ⅱ．自分らしい生き方を選択できる社会づくり・・・・・・・・ 10
 - 重点目標3．多様な生き方を支える環境づくり・・・・・・・・・・・・ 11
 - (1) 誰もが働きやすい雇用・労働環境の整備促進・・・・・・・・・・・・ 13
 - (2) 家庭を支援する福祉サービスの充実・・・・・・・・・・・・ 13
 - (3) 家庭における役割分担の見直しと家庭生活の充実・・・・・・・・ 14
 - 重点目標4．誰もが知恵を出し合うまちづくり・・・・・・・・・・・・ 15
 - (1) 意思決定の場における男女構成比の見直し・・・・・・・・・・・・ 16
 - (2) 地域活動における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・ 16
 - 重点目標5．安心して暮らせる社会環境づくり・・・・・・・・・・・・ 17
 - (1) あらゆる暴力や人権侵害のない社会づくり・・・・・・・・・・・・ 19
 - (2) 多様なニーズに配慮した防災対策・・・・・・・・・・・・ 19

第3章 計画の推進

- 1 計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (1) 町が率先して取組むこと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (2) 町民、事業所及び関係団体が取組むこと・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会形成に向けた取組を進めてきました。平成27年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立しました。

県では、平成13年1月に県内の男女共同参画推進の実践的活動拠点として「福島県男女共生センター（二本松市）」を開設しました。同年2月には「ふくしま男女共同参画プラン」が策定され、以降は県内の各市町村においても男女共同参画計画の策定や関連事業が展開されてきました。

本町においては、男女共同参画の推進に向けた現状を把握するため、令和2年度に町民アンケートを実施しました。その結果、依然として性別による役割分担意識が根強く残り、職場や地域、公職等においても男女が共に社会参画するための条件整備に課題があることが分かりました。

また、令和3年3月に策定した「第2次南会津町総合振興計画後期基本計画（延長）」においては、職場、学校、地域、家庭等における男女共同参画の環境づくりを町民と協働で推進することとしています。

このようなことから、性別にとらわれず、誰もが自分らしく活躍できる社会の実現を目指すため「からふるプラン（南会津町男女共同参画計画）」を策定します。

＜からふるプランの由来＞

親しみやすい計画名にする目的で、南会津町男女共同参画プラン策定委員会の意見を取り入れた名称としました。

カラフルには「色彩豊か」という意味があることから、性別にとらわれず多様な個性を認め合う社会を表現しています。

2 計画の性格と位置付け

(1) 本計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「ふくしま男女共同参画プラン」を踏まえ、本町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

(2) 本計画は「第2次南会津町総合振興計画後期基本計画（延長）」の課題別計画として位置付け、関連計画との調整、整合を図ります。

(3) 本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画（以下「女性活躍推進計画」という。）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画（以下「DV防止基本計画」という。）を含みます。

(4) 平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で、持続可能な開発目標「SDGs (Sustainable Development Goals)」が示されたことから、本計画においても、SDGsとの関わりを念頭におき、各施策の推進を図ります。

【SDGs 17のゴール】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間としますが、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2章 計画の内容

1 基本理念

誰もが性別にとらわれることなく、
一人ひとりの個性と能力を認め合うまちへ

2 計画の体系と具体的内容

基本目標	重点目標	主要施策
I. 性別にとらわれ 意識づくり	1. 新しい価値観を育む教育の推進	(1) 学校における男女共同参画教育の推進 (2) 生涯学習における男女共同参画教育の推進
	2. 意識の変化を働きかける情報発信	(1) 家庭・地域に対する男女共同参画の広報・啓発活動 (2) 町民や事業所等に対する調査及び情報提供
II. 自分らしい生き方を 選択できる社会づくり	3. 多様な生き方を支える環境づくり 【女性活躍推進計画】	(1) 誰もが働きやすい雇用・労働環境の整備促進 (2) 家庭を支援する福祉サービスの充実 (3) 家庭における役割分担の見直しと家庭生活の充実
	4. 誰もが知恵を出し合うまちづくり 【女性活躍推進計画】	(1) 意思決定の場における男女構成比の見直し (2) 地域活動における男女共同参画の推進
	5. 安心して暮らせる社会環境づくり 【DV防止基本計画】	(1) あらゆる暴力や人権侵害のない社会づくり (2) 多様なニーズに配慮した防災対策

基本目標Ⅰ．性別にとらわれない意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画の意義や必要性について理解し、意識を高める必要があります。

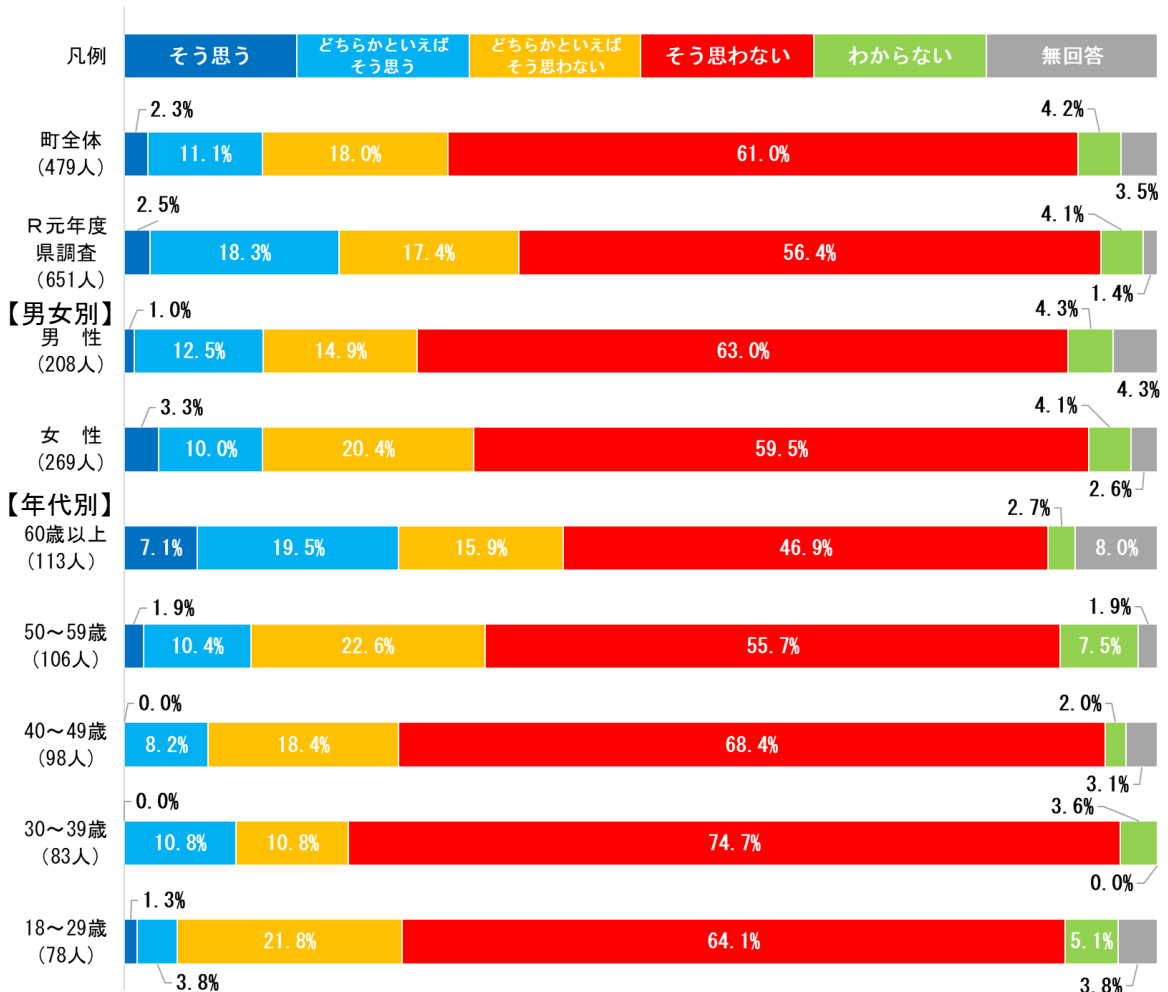
令和2年度町民アンケートでは、社会生活の様々な場面で性別による役割分担意識が残り、年代によっても違いがあることが分かりました（表1参照）。

そうした性別役割分担意識は、これまでの社会生活や風習、習慣等により、無意識のうちに根付いたものだと考えられます。

長い年月をかけて形成された意識をすぐに変えていくことは難しいですが、まずは何が男女共同参画社会の妨げになっているのかに気づくことが大切です。

家庭や地域、学校、職場等に向けた啓発活動の実施や学習機会の提供により「気づきの機会」を設け、性別にとらわれない意識の醸成につなげます。

■表1. 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について
【令和2年度町民アンケートより】



※町全体の人数には、性別及び年代の設問における「その他」又は無回答を含むため、男女別、年代別の合計人数と一致しない。



重点目標 1．新しい価値観を育む教育の推進

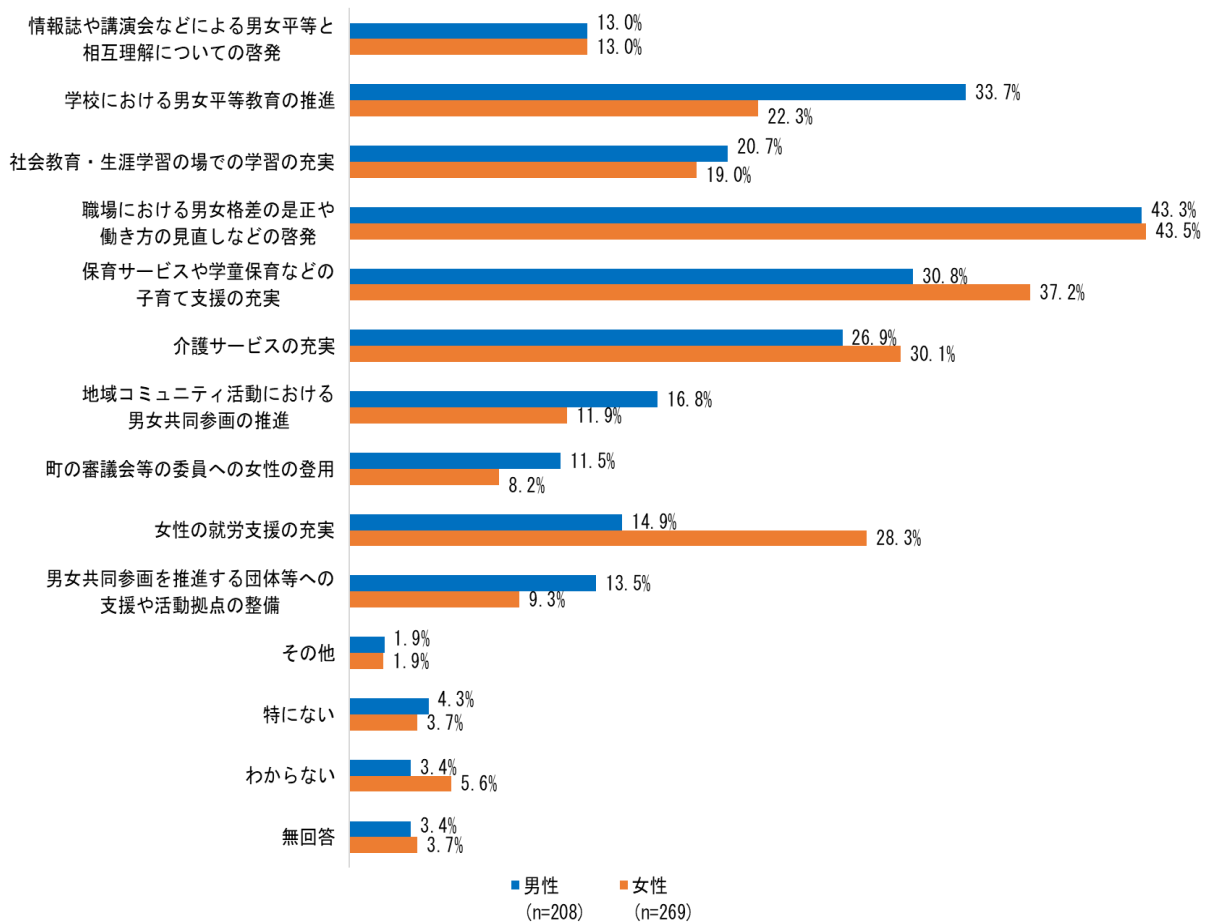
現状と課題

令和2年度町民アンケートの男女共同参画社会を実現するために町の施策に望むことに関する設問では「学校における男女平等教育の推進」と「社会教育・生涯学習の場での学習の充実」について、男女ともに2～3割の人が回答しており、教育に期待が寄せられていることが分かりました（表2参照）。

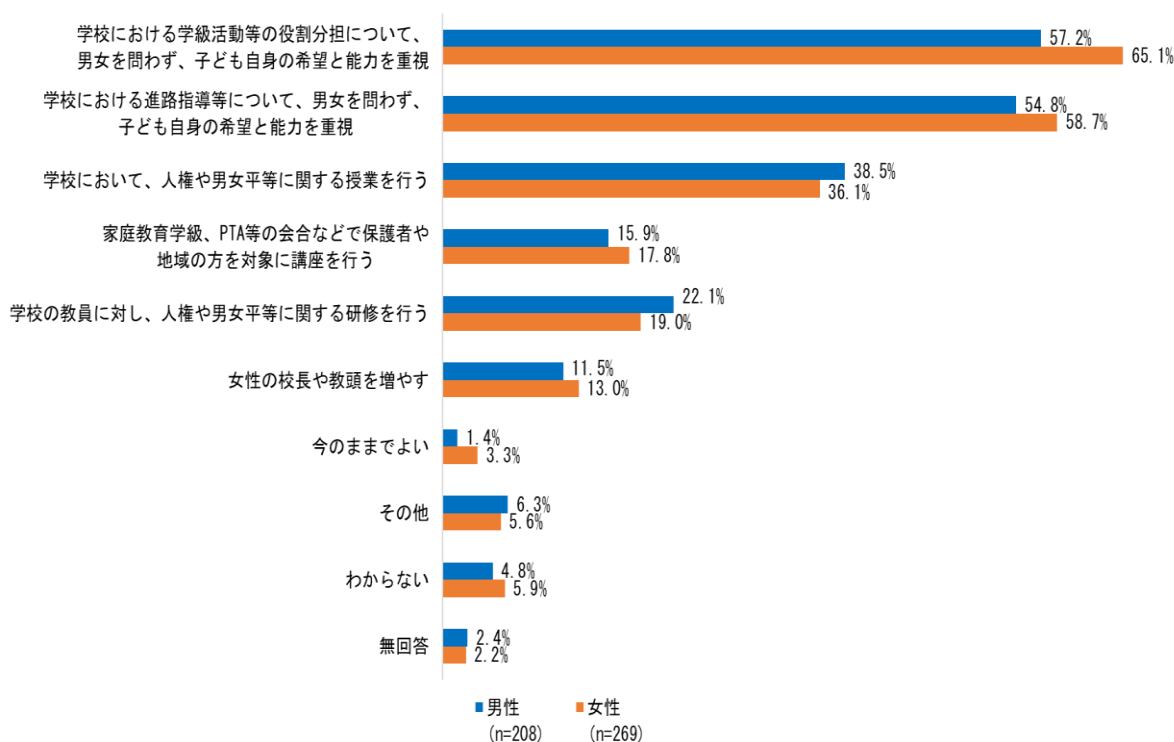
また、子供たちの人権や男女平等意識を醸成するために重要なことに関する設問では、学校における教育を重視する回答が高い割合を占めたことから、子供と教職員のどちらに対してもアプローチが求められています（P6，表3参照）。

これまで本町では、男女共同参画に関する授業や教職員に対する研修を行っていませんでしたが、学校教育と社会教育の両分野で取り組む必要があります。

■表2．「男女共同参画社会」を実現するために、町の施策に望むことについて
【令和2年度町民アンケートより】



■表3. 次の世代を担う子供たちに対して、人権や男女平等の意識を醸成するために重要だと思うことについて【令和2年度町民アンケート】



《 主要施策 》

(1) 学校における男女共同参画教育の推進

未来の社会に性別にとらわれない意識が根付くように、次世代を担う子供たちの人格形成段階から男女共同参画の啓発を行うことで、新しい価値観を育みます。

また、教育関係者自身も理解を深められるよう取組を進めていきます。

施策	内容	担当課
男女共同参画に関する授業の実施	児童生徒の男女共同参画の意識を高めるため、外部講師の派遣又は講師を養成し、学校で出前授業を実施します。	学校教育課 生涯学習課
人権教育の推進と相談窓口の周知	児童生徒の人権尊重意識を育むため、学校と連携して人権教育を推進します。 また、児童虐待や配偶者暴力(DV)等の早期発見・支援のため、相談窓口を周知します。	学校教育課 生涯学習課 健康福祉課
教職員への男女共同参画意識の啓発	性別にとらわれず、子供自身の希望や能力を重視した学級活動、進路指導等をより推進するため、教職員に向けた男女共同参画意識を高める研修や啓発活動を行います。	学校教育課 生涯学習課

(2) 生涯学習における男女共同参画教育の推進

家庭や地域における学習の機会を提供し、男女共同参画や人権尊重の意識の醸成と波及を図っていきます。

施策	内容	担当課
男女共同参画に関する出前講座の実施	男女共同参画に関する学習の機会を提供するため、出前講座に「男女共同参画」のメニューを新設します。	生涯学習課
公民館講座の実施	男女共同参画をより身近に感じていただけるような公民館講座を実施します。 また、既存の公民館講座にも男女共同参画の視点を取り入れるよう配慮します。	生涯学習課
男女共同参画意識を育む家庭教育の充実	家庭教育において男女共同参画の意識が育まれるよう啓発するとともに、家庭教育支援団体等に協力を呼びかけます。	生涯学習課

《指標》

項目	令和2年度	令和8年度目標値
中学校における出前授業実施校数	—	4 / 4校
男女共同参画に関する出前講座の実施回数	—	5件



重点目標 2. 意識の変化を働きかける情報発信

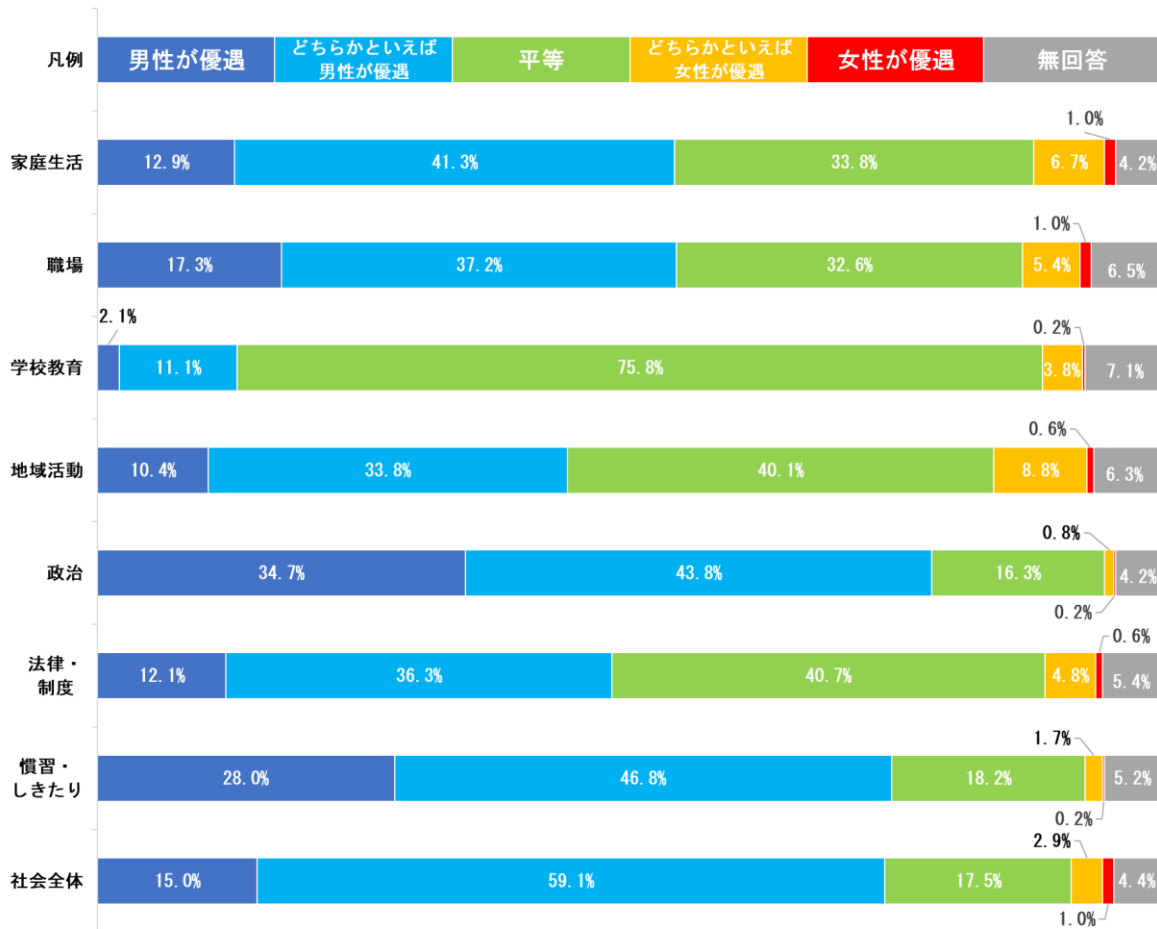
現状と課題

令和2年度町民アンケートでは、男女の格差について「昔に比べるとかなり改善されている」という意見が寄せられたように、時代が進むとともに意識の変化は見受けられますが、依然として家庭や地域、職場等、実生活の場では男女の平等感に大きな差があり、性別役割分担意識が根強く残っています（表4参照）。

こうした従来からの意識を変えていくためには、効果的な啓発活動が必要ですが、現状では国や県からの情報を関係機関に提供するのみにとどまっています。

まずは、無意識のうちに根付いた性別役割分担意識に気づくところから始めるために、様々な媒体や機会を通じて啓発活動に取り組めます。

■表4. 男女の地位の平等感について【令和2年度町民アンケートより】



《 主 要 施 策 》

(1) 家庭・地域に対する男女共同参画の広報・啓発活動

男女共同参画は、生活全般に関わる誰にとっても身近な事柄です。

町民が関心を寄せ、理解を深めるために、広報紙等による啓発やイベントの開催等、積極的な情報発信に取り組めます。

施 策	内 容	担当課
広報紙等による啓発活動	広報紙、まちのお知らせ、町のホームページ等を活用し、男女共同参画について親しみやすい表現で周知し、意識の醸成を図ります。	生涯学習課 総合政策課
男女共同参画関連書籍の整備	町図書館において、関連書籍の整備及び紹介を行います。	図書館 生涯学習課
イベント・研修会の開催	専門家や著名人を招いたイベントや研修会等を開催し、男女共同参画や性的少数者への理解促進を図ります。	生涯学習課 健康福祉課

(2) 町民や事業所等に対する調査及び情報提供

男女共同参画の推進に向けて、現状や課題を把握するため、町民や事業所等を対象に調査を行います。また、関係機関からの情報収集と町民等への情報提供に努めます。

施 策	内 容	担当課
男女共同参画に関する調査	男女共同参画意識の状況や課題を把握するため、町民や事業所等を対象に調査を実施し、公表します。	生涯学習課
情報収集と情報提供	関係機関から男女共同参画の推進に関する情報を収集し、町民や事業所等に情報提供します。	生涯学習課

《 指 標 》

項 目	令和2年度	令和8年度目標値
関連書籍の蔵書数（町図書館）	32冊	50冊
町民アンケートにおける、男女の地位の平等感を問う設問で、「社会全体」を「平等」と回答した割合	17.5%	25.0%

基本目標Ⅱ．自分らしい生き方を選択できる社会づくり

現代の生き方は多様化しており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を望む人もいれば、仕事・家庭・個人の生活のいずれかに生きがいを持って専念する人もおり、どの生き方も尊重すべきものです。

そのため、自分らしい生き方へ向かって努力している人を阻害する社会的要因があれば、改善していかなければなりません。

その一因が、社会に根付いた男女格差であることが指摘されています。

令和2年度町民アンケートでは、職場や家庭、地域等で男女の地位に不平等感があり、どちらかに負担が偏りがちな現状があります（P8，表4参照）。

特に、家事や介護における女性の負担割合が高く、女性の社会進出を妨げる要因となっています。また、働く意欲がある女性であっても、出産・育児のため離職せざるを得なかったり、再就職が困難であったりと、企業側にも理解と制度整備が求められます。

男性は、仕事や地域活動における負担割合が高い傾向にあり、そのことが家庭での女性の負担割合を高めている要因の一つとも考えられます。

誰もが活躍できる社会づくりは大変重要ですが、社会進出ばかりを促すのではなく、意思を持って「家庭を守る」という人の価値観も同時に尊重すべきです。

大切なことは、性別にとらわれることなく、自分らしい生き方を選択することができ、一人ひとりの個性と能力を認め合う社会を実現することです。

そのためには、意識の変化とともに社会の仕組みを変える必要があります。



重点目標 3. 多様な生き方を支える環境づくり

現状と課題

理想の生活と現実の生活には隔たりがある傾向が、令和2年度町民アンケートで分かりました（表5）。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現には、雇用・労働環境と家庭環境を改善していく必要があります。

男性を含め、育児休業を取得しやすい職場環境づくりや長時間労働の是正等、労働条件の改善が急務です。町に望む施策の第一位も「職場における男女格差の是正や働き方の見直しなどの啓発」でした（P5, 表2参照）。

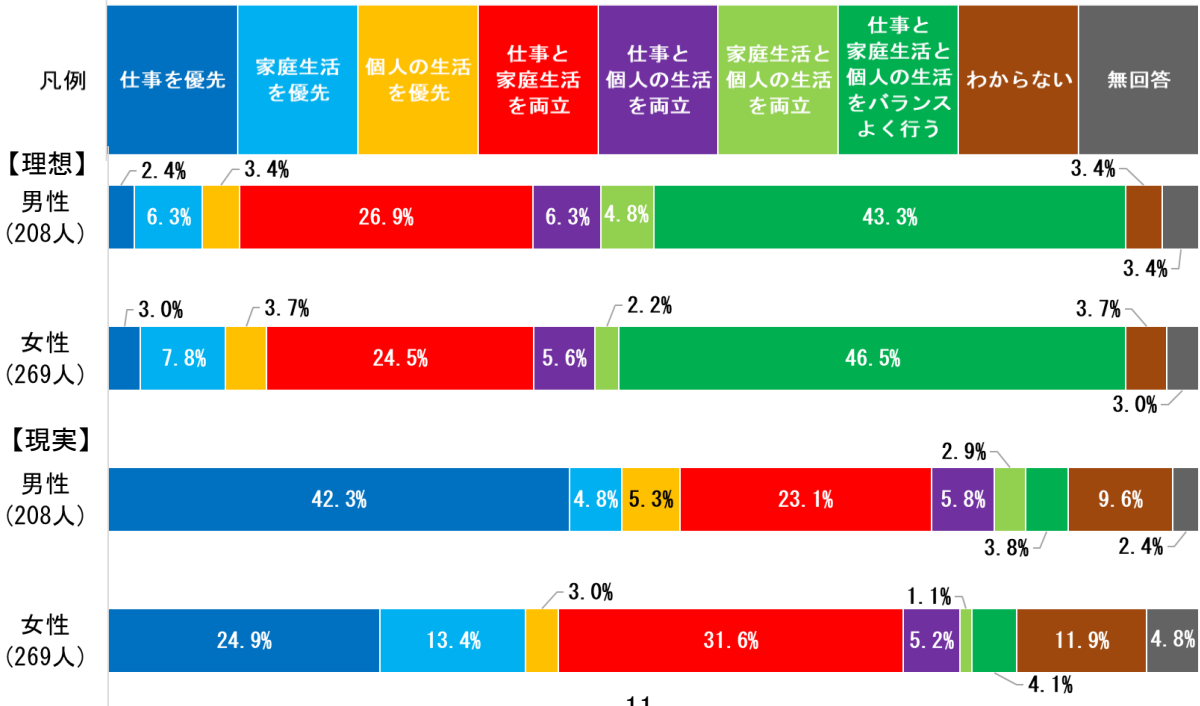
また、仕事と生活を両立するには家族の理解が大切です。固定的な役割分担を見直し、家事は家族全員で協力し合うという意識の醸成が必要です。

特に女性は、結婚や出産・育児をきっかけに離職するケースが多く、働く意欲のある人が働き続けたり、再就職したりするためには、職場の理解と支援制度の充実が求められています（P12, 表6参照）。

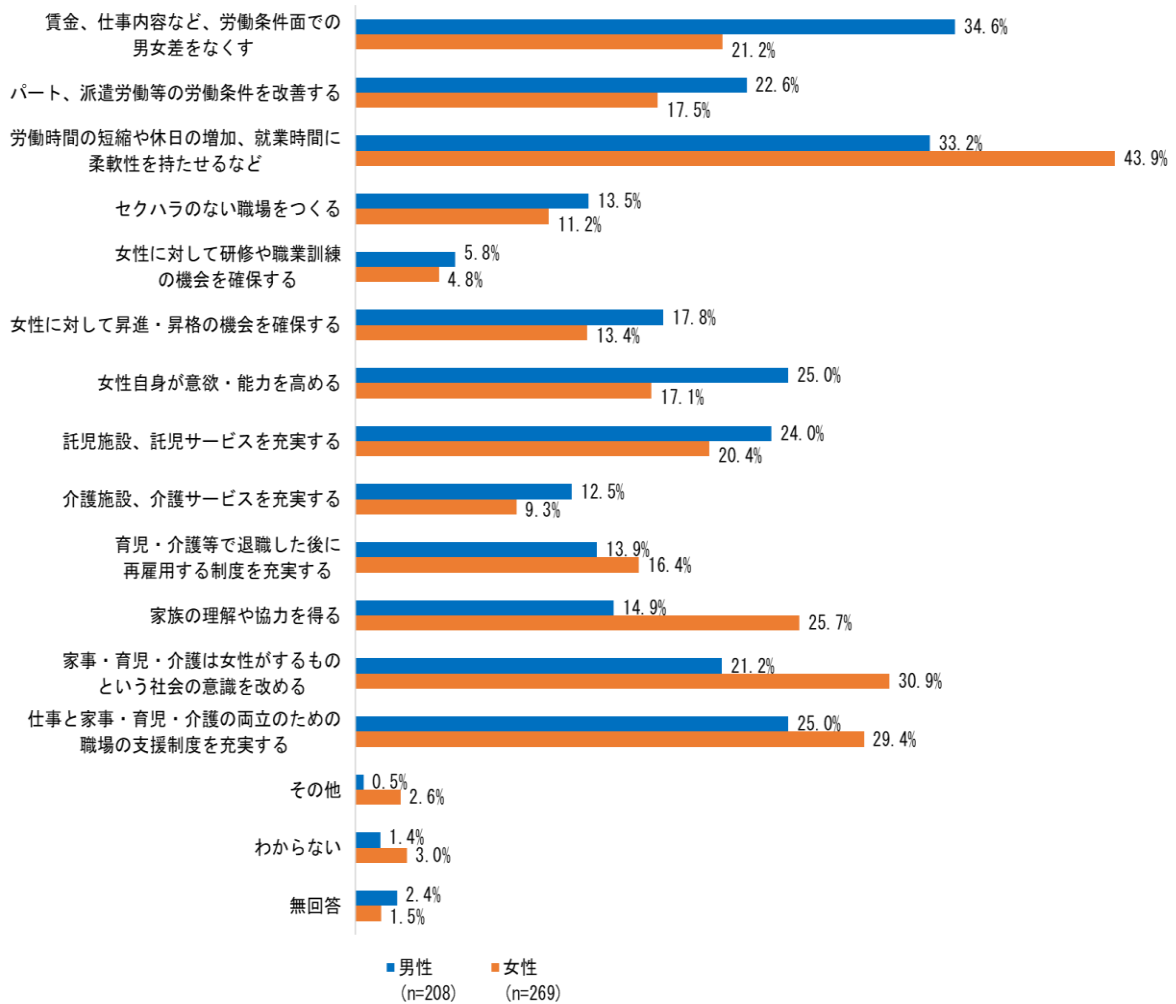
男女共同参画社会の実現に向けて、子育て支援と介護サービスの充実を町の施策に望む割合も高く、福祉サービスの拡充が重要といえます。特に在宅介護における女性の負担の大きさが顕著です（P12, 表7参照）。

一方で、家庭や個人の生活を優先する人に対し、より豊かな生き方を支援する取組も必要です。

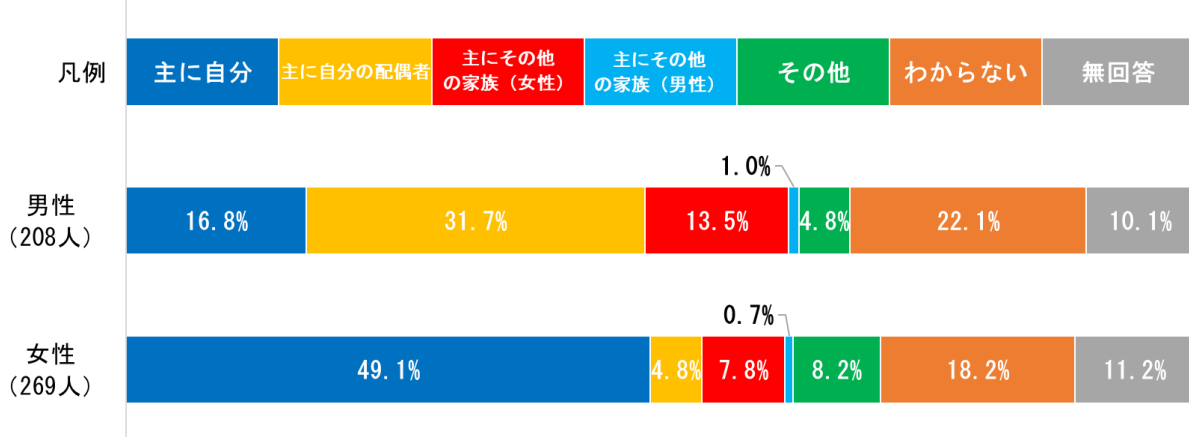
■表5. 仕事と生活の理想と現実について【令和2年度町民アンケートより】



■表6. 女性が働き続けたり、再就職したりするために必要なことについて
【令和2年度町民アンケートより】



■表7. 在宅介護をする（している）場合、家族の誰が主に介護を行うかについて
【令和2年度町民アンケートより】



《 主 要 施 策 》

(1) 誰もが働きやすい雇用・労働環境の整備促進

性別にとらわれず個人の能力をいかせる職場環境づくりや育児休業の取得促進を図るために、事業主に向けた啓発活動に取組むとともに、女性活躍推進の趣旨に賛同する事業所等の参画を促進します。また、農業者が働きやすい環境を整えるため、家族経営協定を推進します。

施 策	内 容	担当課
事業主への啓発	事業主に以下の点を重点的に啓発します。 ①男性の育児休業取得や長時間労働の是正、性別にとらわれない管理職登用の推進 ②職場における各種ハラスメント（嫌がらせ）の防止 ③ストレスを抱える従業員への「心のケア」の制度整備と相談窓口の周知	生涯学習課 商工観光課 健康福祉課
企業・団体の参画促進	企業・団体に「 <u>ふくしま女性活躍応援宣言</u> 」への賛同を働きかけるとともに、賛同企業・団体の取組を広報紙等で紹介します。	生涯学習課 商工観光課
農業者への支援	家族で取組む農業経営について、家族経営協定の締結を推進するとともに、女性農業者も参入しやすい環境整備に努めます。	農林課
子育て世代を中心とした就労支援	子育てを機に離職した人の再就職を支援するため、役場内に設置した無料職業紹介所やハローワークとの連携による就労支援及び情報提供に取組みます。	商工観光課

(2) 家庭を支援する福祉サービスの充実

子育てや介護を要する家庭は、仕事との両立や自分の時間を確保することが難しい現状があります。福祉サービスを拡充することにより、負担を減らすとともに、就労等の社会参加の機会の確保につなげます。

施 策	内 容	担当課
子育て支援事業の充実	働きながら子育てがしやすいように「第2期南会津町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育所や放課後児童クラブ、子育て支援センター等の更なる充実を図ります。	健康福祉課

介護サービスの充実	「南会津町高齢者保健福祉計画」及び「南会津町介護保険事業計画」に基づく介護サービスや相談体制の充実により、家庭内における介護の負担軽減を図ります。	健康福祉課
-----------	---	-------

(3) 家庭における役割分担の見直しと家庭生活の充実

家庭にも根付く性別による役割分担意識を解消するため、家庭内の役割分担の見直しを働きかけます。また、家族の誰もが家事や育児に対する当事者意識を高められるよう、家族で参加できる講座や家庭生活の充実を図る講座を開催します。

施策	内容	担当課
家庭への啓発	①広報紙等で家事分担の目的を周知し、理解促進を図ります。 ②家事の一覧をまとめたチェックリストを作成し、家庭内の役割分担を見直すきっかけづくりに役立てます。	生涯学習課 総合政策課
家事・育児等の講座の開催	①親子で参加できる料理教室や育児等の講座を開催し、家事・育児に対する家族間の当事者意識を高めます。 ②家庭生活や私生活がより豊かになるように公民館講座の充実を図ります。	生涯学習課 健康福祉課

《指標》

項目	令和2年度	令和8年度目標値
「ふくしま女性活躍応援宣言」賛同企業・団体数	6企業・団体	10企業・団体
家族経営協定の締結件数	累計39戸	累計45戸

【家族経営協定】

家族農業経営に携わる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取決める協定のこと。

【ふくしま女性活躍応援宣言】

県と県内の様々な分野の団体が官民一体となり、あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくりを進めるために平成28年に設立した「ふくしま女性活躍応援会議」が発表した宣言。

賛同企業・団体は、銀行の融資商品を受けられたり、求人票に賛同企業であることが表示されたりするメリットがある。

重点目標 4. 誰もが知恵を出し合うまちづくり

現状と課題

令和3年4月1日現在の町の人口は、男性7,246人、女性7,509人の計14,755人です。

人口の半数以上を女性が占めているにもかかわらず、意思決定の場に関わる女性割合が非常に低く、福島県全体の割合を下回る分野が多い状況です（表8参照）。

また、令和2年度町民アンケートの男女の地位の平等感に関する設問でも「政治」「慣習・しきたり」「社会全体」では「男性が優遇されている」と答えた方が7割を超えたことから、女性の視点が反映されにくいとも考えられます（P8, 表4参照）。

多様化する社会に対応していくためにも、性別にとらわれず誰もが知恵を出し合っ
てこれからのまちづくりを進めることが大切です。

人口減少や少子高齢化により社会の担い手不足が懸念される中、固定的な組織構成
を見直すことで、新たな人材の発掘や多様な人材の確保が期待されます。

■表8. 各分野の女性割合について（令和2年4月1日現在）

区 分	南会津町	福島県全体
審議会等の委員	17.8%	22.8%
管理職（役場）	7.4%	12.2%
議会議員	6.3%	9.3%
行政区長	0.0%	3.1%
PTA会長	16.7%	15.1%

《 主 要 施 策 》

(1) 意思決定の場における男女構成比の見直し

町の条例等に基づき設置された審議会等の意思決定の場における男女の構成比は固定的であり、男性に偏重している傾向にあります。幅広い意見をまちづくりに反映させるために、性別にとらわれない町民の参画を推進します。

施 策	内 容	担当課
審議会等における男女構成比の見直し	町の政策・方針決定の場である審議会等において、性別に偏りのない委員の登用を推進します。	関係各課

(2) 地域活動における男女共同参画の推進

行政区やPTA等の地域における各種活動においては、伝統や慣習を尊重しながらも、男女双方の参画意識が高まるよう、性別による固定的な役割分担の見直しを関係団体に働きかけます。

施 策	内 容	担当課
各種団体における性別による役割分担や組織構成の見直し	地域の各種団体においても、性別にとらわれない役割分担や役員登用が促進されるよう周知します。	関係各課

《 指 標 》

項 目	令和2年度	令和8年度目標値
審議会等における女性委員の割合	17.8%	30%

重点目標 5. 安心して暮らせる社会環境づくり

現状と課題

様々なハラスメント（嫌がらせ）や配偶者暴力（DV）等が社会問題となっている中、町内においても被害を受けている人がいます。

令和2年度町民アンケートでは、セクシュアル・ハラスメントとモラル・ハラスメントについて、女性の約6人に1人が「自分が受けた」と回答しました（P18、表9参照）。

ハラスメントやDV等について「自分が受けた」と回答した人のうち、誰かに相談した人は54.6%で、どこにも相談しなかった人は42.3%でした。相談しなかった理由として最も多かったのは「相談しても無駄だと思ったから」で、相談体制と被害者支援の充実が求められています（P18、表10参照）。

また、町民アンケートにおける「LGBT」の言葉の認知度は67.8%でしたが、このうち「周囲の理解が進んでいない」と回答した割合は70.2%で、LGBT等への理解促進が課題です。

このほか、災害時には、緊急的な対応に追われて女性や子供への配慮が後回しにされがちになるという問題が報告されています。備蓄品の確保や避難所の運営等、あらゆる人に配慮した防災対策を講じる必要があります。

【セクシュアル・ハラスメント】

相手が望まない性的な意味合いを持つ言動のこと。

【モラル・ハラスメント】

精神的な嫌がらせ・迷惑行為によって、人の心を傷つける行為。

【LGBT】

同性が好きな人や自分の性に違和感を覚える人等、性的少数者の意味。

以下の言葉の頭文字をとって「LGBT」とも呼ばれる。

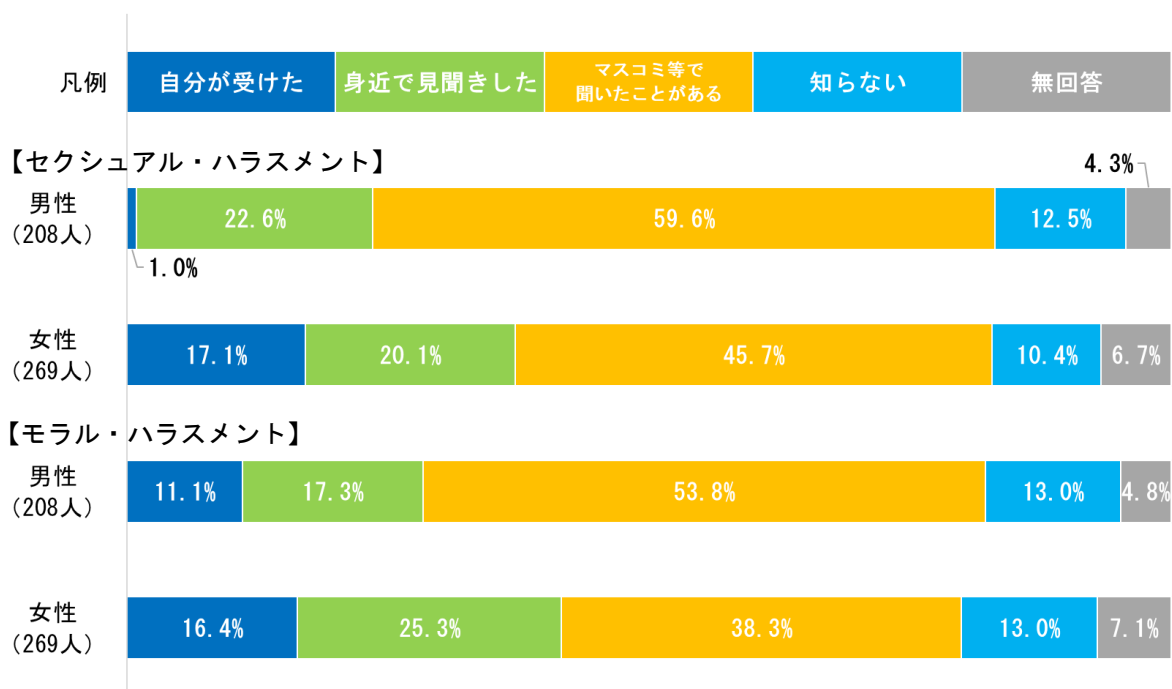
レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（戸籍上の性別とは違う性別で生きる人、生きたい人）

※クエスチョニング（自分の性の在り方が定まっていない状態にある人、あえて決めない人）

又は、クィア（性的少数者を包括した言葉）の頭文字Qと、性の多様性を表現する「+」を加えて「LGBTQ+」とも呼ばれる。

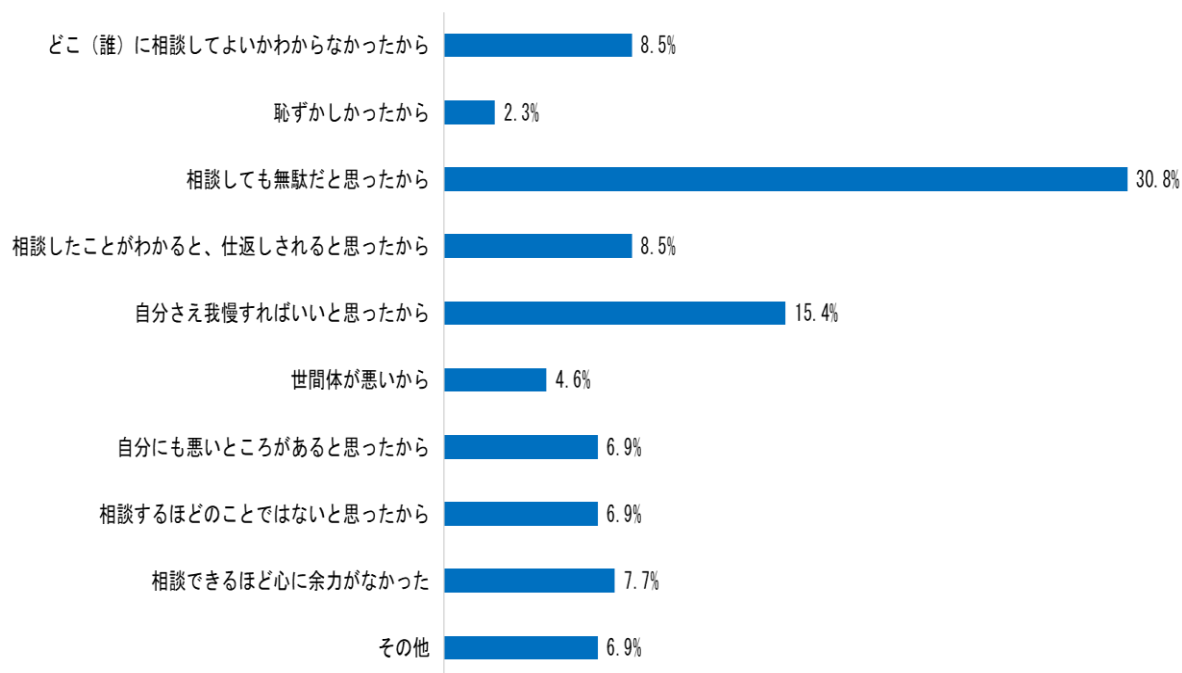
本計画では、性的少数者を総称して「LGBT等」と表記する。

■表9. 次のような人権侵害を受けたり、身近で見聞きしたことがあるかについて
【令和2年度町民アンケートより】



■表10. ハラスメントやDV等を受けた人のうち、どこにも相談しなかった人の理由
【令和2年度町民アンケートより】

対象：男女（130人）



《 主 要 施 策 》

(1) あらゆる暴力や人権侵害のない社会づくり

あらゆる暴力や人権侵害のない社会を目指し、未然防止の啓発に取り組むとともに、問題が発生した場合も早期発見や被害者支援のため、関係機関と連携して相談窓口の充実を図ります。また、LGBT等への理解が進むよう周知します。

施 策	内 容	担当課
相談窓口の充実と周知	配偶者暴力（DV）や各種ハラスメント（嫌がらせ）の早期発見や被害者支援のため、相談窓口の充実と周知を徹底します。	健康福祉課 生涯学習課
被害防止に向けた啓発活動の実施	家庭や事業所等に対してDVや各種ハラスメントの防止に向けた啓発活動を行います。	健康福祉課 生涯学習課
多様な性に対する理解促進	LGBT等の多様な性を尊重し、正しい理解が進むように情報発信を行います。 また、LGBT等の方に配慮した表示や施設整備を推進します。	健康福祉課 生涯学習課

(2) 多様なニーズに配慮した防災対策

災害発生時に生じる様々なニーズに対応するには、多様な視点が必要です。

防災対策の構築や災害対応に性別を問わず参画できる体制を整えることで、よりきめ細やかな支援につなげます。

施 策	内 容	担当課
防災組織における女性参画の推進	多様な視点に立って災害対応に当たるため、地域防災会議や消防団における女性の参画を検討します。	住民生活課
避難所運営と備蓄品の見直し	災害時に避難所を設置した際、男女共同参画に配慮した避難所運営を行います。 また、女性や子供、高齢者等の特有のニーズに応じた物資を提供できるよう備蓄品を見直します。	住民生活課

《 指 標 》

項 目	令和2年度	令和8年度目標値
町民アンケートにおける、LGBT等に関する周囲の理解度	26.1%	40%
消防団員に占める女性の割合	0%	3%

第3章 計画の推進

1 計画の推進に向けて

男女共同参画社会を実現するため、行政が中心になって関連施策を展開することはもとより、すべての町民、家庭、地域、職場等がそれぞれの立場で自主的に男女共同参画に取り組むことが大切です。相互に理解を深めながら、各種施策を計画的に推進していく必要があります。

(1) 町が率先して取り組むこと

職員一人ひとりが男女共同参画の理念を認識することに努め、町が率先して男女共同参画に関する施策に取り組みます。

施策	内容	担当課
男女共同参画意識の定着	福島県男女共生センター等と連携し、職員対象の研修会等を開催します。	総務課 生涯学習課
ワーク・ライフ・バランスの推進	勤務状況の把握や適切な勤務時間等の総合的な分析を行い、業務量の振分けをすることにより時間外勤務の縮減を図ります。 また、時間外勤務が多い職員に対しては、産業医の面接指導等適切な対応を行います。	総務課 関係各課
多様な視点をいかす職員登用	性別による職務分担を固定化せず、個人の能力や意欲に応じた職員登用を通して管理職における女性職員の割合を高め、町の政策・方針に多様な視点をより反映させます。	総務課
育児休業等を取得しやすい環境整備	休暇制度を分かりやすく説明した手引きを作成し、職員へ周知します。 また、男性職員が育児に参画するため、人事担当課や管理職から子供が生まれる職員に対する休業取得の働きかけ等を行います。	総務課 関係各課
各種ハラスメントの未然防止と相談体制の整備	職場における各種ハラスメント（嫌がらせ）に対する職員の理解を深め、未然防止を図るとともに、相談体制を整備します。	総務課 関係各課

≪指標≫

項目	令和2年度	令和8年度目標値
管理職における女性の割合	7.4%	22%
男性職員の育児休業取得率	0%	35%

(2) 町民、事業所及び関係団体が取組むこと

男女共同参画を推進するためには、町民一人ひとりが趣旨を理解し、意識を高め、実践していく必要があります。生活のあらゆる場において男女共同参画が浸透するよう町民、事業所及び関係団体等の自主的な取組が求められます。

2 進行管理

本計画を推進するに当たり、各種施策の推進状況を定期的に全庁及び関係団体で共有し、課題を把握したうえで、より効果的に取組が進められるよう適切に進行管理をします。